

マルティン・ヌニェスのウエルタ——海岸部
ミシュテカ地方におけるスペイン人農牧生産
の起源(メキシコ, オアハカ州, 1560—1596)

La huerta de Martín Núñez: el origen de la
producción agropecuaria española en la
Mixteca Costera, 1560—1596

高 橋 均*

Hitoshi Takahashi

Sumario

Esta monografía indaga el origen y el desarrollo de una huerta de cacao en la segunda mitad del siglo XVI. Era una empresa agropecuaria *sui generis*: en primer lugar, fue manejada por una compañía entre Martín Núñez, propietario local, y don Luis de Castilla, encomendero de Tututepec, cabecera de esta provincia, por lo que representa una fase intermedia de la transición del sistema de encomienda a el de hacienda, así como un ensayo por part edel encomendero para sobrevivir esta fase difícil sin convertirse en hacendado. Su administración contaba con los recursos derivados de la encomienda: provisión de maíz para el mantenimiento de los esclavos y, a veces, los propios indios de servicio. Era una restauración de la agricultura intensiva indígena, y contaba con los mercados indígenas para el producto. Alrededor de 1575, en esta región se fundaron empresas ganaderas, por lo que sufrieron muchos daños con la invasión de los ganados, así la huerta como

* 東京大学教養学部(歴史学)

los indígenas comarcanos. Por lo mismo se aliaron ambas partes para rechazar los ganaderos, entablado pleitos contra estos, hasta que el huertero se vió forzado a vender su empresa a uno de los ganaderos; con lo cual terminó esta fase efímera de la huerta y de cacao y se abrió una época de las hacienda y ganado mayor.

序 論

16世紀後半、征服後五十年を閲したヌエバ・エスパニヤ経済において、農業部門の生産組織に根本的な変化が兆しつつあった。所謂エンコミエンダからアシエンダへの移行がそれである。

Encomienda とは「信託」の意である。王権がみずからの権利と義務とを私人に信託する。権利とは、一定地域の原住民から貢租賦役を徴する権利であり、義務とは、これを保護し改宗させる義務である。実際には、征服功労者(conquistadores)に対する恩賞の色合が濃い。信託された地域は広義の所領を構成するわけだが、住民の身分はスペイン国王の自由なる臣民であって、奴隷(esclavo)でも農奴(siervo)でもない。中世領主制と截然と異なる点は、王権がいかなる裁判権をも信託しなかった点である。

Hacienda の語は、本来動産不動産を問わずあらゆる財産を指したが、やがて農村における土地財産の大なるものをとくに指すようになった。土地所有権は一元的・排他的であり、典型的には常雇・臨時雇の賃金労働力を用いて農耕牧畜の直接経営をなす。

曾て今世紀前半には、前者をもって後者の起源となす説がおこなわれたが、Silvio Zavala が詳細な法制史研究を行って、前者において信託せられた権利中には些かの土地所有権も含まれていないことを明らかにした。このため、エンコミエンダのみを供与されても、別途土地の下賜(merced)を受けない限り、農牧生産を直接経営するわけにはゆかない。たとえ賦役を徴しても、或いは征服戦争に従軍させるか、或いは奴婢として用い、都市に邸宅を築かして消費的に使用するか、或いは砂金採取・糸紡ぎ・機織り等、非農牧生産に用いるしかない。

法制度のみならず、当時の経済事情もまたスペイン人を直接農牧生産から遠

ざけた、原住民人口は依然稠密でその土地占拠は強固であり、他方、市場たるべき都市や鉱山は萌芽的たるにすぎない。かくて、16世紀前半、農業生産の組織経営は、原住民の手中にとどまった。

世紀後半に至って局面は一転、エンコメンダの没落とアシエンダの抬頭がはじまる。原住民人口の減少により、専ら貢租賦役に頼るエンコメンデロの収入の流れは細る一方である。反面、日を追って拡大する都市・鉱山市場への農産物供給は、貢租をもってまかなうことが不可能になる。加うるに、人口減少は原住民の土地占拠を弛緩せしめ、土地横奪に対する抵抗は弱まり、かえって進んで売りに出す者があらわれる。かくて、土地を集積し、賃金労働者を雇用し、牡牛の牽く犁を用いて粗放的農耕をなすことが、初めて可能となり、また初めて割のあう営為となった。アシエンダが形成され、農業生産の相当部分がスペイン人地主の組織するところとなる。これが、エンコメンダからアシエンダへの移行にほかならない⁽¹⁾。

かくのごとく両制度の間には構成上も歴史上も歴然たる不連続が存在する。しかし反面、連続性もまた容易に見てとれる。クエルナバカにおけるエルナン・コルテスはひとまず措くとしても、他に多くのエンコメンデロが信託地域またはその近辺に土地を取得してアセンダードに転身している。エンコメンデロ中どれだけの者がこの道を進んだか。また、こうして成ったアシエンダは、全体のうちどれだけの割合を占めるか。Charles Gibson は、メヒコ盆地のエンコメンデロ 36 人中、土地を取得した証拠のある者 13 人を数え、エンコメンダがそれ自体土地所有権を含まずとも、それが土地獲得を容易にしたことは確かだとする。しかし一方彼は植民地時代末期の盆地のアシエンダの数を 160 余とす。36 人のエンコメンデロからは説明のつかない数である⁽²⁾。

本篇は、海岸部ミシュテカ、トトテペク地方における移行の具体相を扱う。主要史料は、同地方の一牧畜アシエンダの権利証書冊子である。すなわち、アシエンダを構成するあらゆる地片について、所有権の発生(副王庁下賜か原住民からの購入か)に遡り、爾來当今の所有者の所有に帰するまでの売買譲渡の証書すべてを綴り込んだものである。とくにこの場合アシエンダはこの地方屈指の規模のものであるから、地方全体の社会経済史上きわめて有用な情報を含む⁽³⁾。

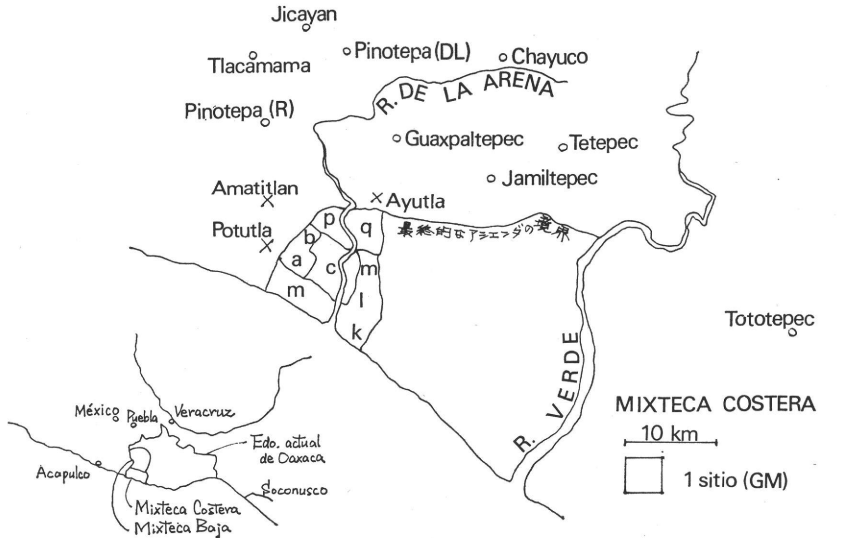
冊子中に名が見える地主中、最も重要なのは次の三人である。エンコメンデロの女婿マルティン・ヌニェス、公証人エルナンド・ラミレス、プエブラ市大聖堂の扶持付僧(racionero)ペドロ・ロドリゲス・ピント。三者は三様の個性を備え、トトテペク地方の歴史上各々異った役割を果たした。たとえば、ヌニェスがカカオ園を営んだに対し、後二者は牧牛家である。また、前二者が地生えの企業家であるに対し、ピントはプエブラ市の住人である。本篇は主にヌニェスのカカオ園の消長を扱うであろう。

1. 背 景

トトテペクは僻陬の地である。プエブラ・オアハカ両市を結ぶ街道は、高地ミシュテカの北端を抜ける。ここでひと筋の支道が南へ発し、幾多の山系の重畳する間を縫って、征服以前の市場町プトラに至ればそこから先は海岸地帯である。この峻険な山道が、トトテペクが外界と交渉する唯一の玄関口だった。西のアカプルコと東のグアトゥルコの間太平洋岸にはひとつの泊地もなく、海岸沿いの道は南シエラ・マドレから流れ落ちる数多の河流に寸断されている⁽⁴⁾。17世紀初頭、トトテペクの原住民がアカプルコ港城塞化工事にかりだされたことがあるが、道程は90レグア、人跡稀れな土地で、途中に河は九筋。いずれも徒渉すること能わず、その都度筏を組まねばならない。堪まらず副王庁に訴えてこの労役を免じてもらっている⁽⁵⁾。

トトテペク地方を流れる河はふた筋、今日ベルデ河、アレナ河と名がついている。海岸まぢかに迫ったシエラ・マドレ山中を、バランカ(barranca)と呼ばれる深い渓谷を成して流れるが、河口から20ないし30kmのあたりで広いデルタに出る。二つのデルタの間には、小川やバランカに切り裂かれながらも小さな山塊が残っている。我々のアシエンダはこの二つのデルタにまたがって形成されたから、山塊はアシエンダを真中で二つに断ち割っている。

トトテペクは暑熱の地だが、比較的乾燥している。征服以前から重要なカカオの産地であった。16世紀半ば、トトテペクのカシケ(cacique)財産中には31のウエルタが含まれ(52ともいう)年々82xiquipilの収入をもたらした⁽⁶⁾。Ángel Palermが述べている通り、征服以前、新大陸にはオリーブもブドウもオレンジもなかったから、ウエルタ(huerta)の語が原住民農業について用いられるの



- | | |
|------------------|--------------------|
| x 消滅した村 | l 村境の小家畜用地 |
| a 「古いウエルタ」 | m メヒア・デ・ラ・セルダへの下賜地 |
| b 「上のウエルタ」 | p メヒア兄弟のエスタンシア |
| c 緩衝地帯 | q エルナンド・ピントへの下賜地 |
| k ニエト・マルドナドへの下賜地 | |

は専らカカオの場合に限られた。カカオはアオギリ科の常緑喬木であり、生育に大量の水を必要とする。メソアメリカにおいてそれだけの天水が期待されるのは、ただメキシコ湾岸においてのみである。従って、その他の地域でウエルタの語が用いられる時には、必ず灌漑が行われたと見てよい。実際、トトテペク地方の村々の大半は、征服以前の灌漑の証拠文書を残している⁽⁷⁾。カカオは征服以前通貨として用いられたから、市場町プトラにおける高地ミシュテカとの通商は大いに繁栄し、トトテペクの王に巨富をもたらし、トトテペクを「おそらくミシュテカ最強の王国」たらしめた⁽⁸⁾。

アステカ帝国の覇権の下で独立を維持したことでトトテペクは名高い。しかし、最後の皇帝モクテスマ二世の猛攻は、アレナ河以西の貢租担納諸村を王国からもぎ取ったようである⁽⁹⁾。スペイン人はこの現状を追認し、これらの村を「一本立ちの村(pueblo en sí)」と格付けした。ピノテパ・デル・レイ、ヒカヤ

表1 トトテペク地方のエンコミエンダ

被信託村落名	エンコメンデロ名 (初代)	王権に復帰した年	貢租担納者数	
			1544	1570
1. Tututepec y sus sujetos	don Luis de Castilla	(XXXX)*	2,995	3,000
Tututepec			900	
Pinotepa D. L.			400	
Jamiltepec			200	
Chayuco			200	
etc.				
2. Jicayán	1/2 Pedro Nieto	(XXXX)	300	300
Ayutla	1/2 Cristóbal	c1544	35	—
Tetepec	de Mafra		88	120
3. Cuahuatlán	No identificado	antes	30	25
Pinotepa R.		de	115	100
Potutla		1536	28	10
4. Tlacamama	Francisco de Santa Cruz	1569	91	100
5. Amuzgos	Francisco de Avila	(XXXX)	240	300
6. Zacatepec	Rafael de Trejo	(XXXX)	550	500

Fuentes ; Gerhard, 1972, pp. 380 f.

Número de tributarios en 1544: Suma de Visitas, PNE, I.

Número de tributarios en 1570: Relaciones de los Obispos

de Oaxaca... , *Documentos Históricos de México*, II, pp. 153-188.

* (XXXX) : 少なくとも 16 世紀のうちには王権に復帰していない。

ン、アユトラ、ポットトラ、トラカママ、クアウィトラン等の村々がこれである。他方、アレナ河以東の諸村、ピノテパ・デ・ドン・ルイス、チャユコ、メチュアカン、ハミルテペク等は、トトテペクを首邑(cabecera)とする属邑(sujeto)たるにとどまった。

上掲の表1は、トトテペク地方の六つのエンコミエンダについて、被信託村落、初代エンコメンデロ、王権復帰の年、各村の貢租担納者数を示したもので

ある。

地方行政司法は矯正官(corregidor)が担当し、その居るところの官衙を郡裁判所(juzgado)と称する。クアウィトランのエンコミエンダが廃せられた時、初めてこの村に矯正官が任命され、旧信託地域の行政司法をエンコメンデロから引き継いだ。ヒカヤンの半分が廃せられた時、ここにもうひとり置かれる。1582年前者が廃められて後、ヒカヤンの矯正官が全トトテペク地方の担当となり、管轄地域にはやがてヒカヤン郡(partido)の名が冠せられた⁽¹⁰⁾。

原住民人口の減少は一般に海岸地方において激甚かつ急速であった。「クアウィトラン地理報告書」において矯正官カンガスが述べるには、クアウィトラン、ピノテバ、ポトゥトラは、1580年現在各々150、100、150人の貢租担納者を数えるにすぎないが、曾ては各々4万、10万、4万の総人口を誇っていたという。些かの誇張はあるとしても、この地のかつての人口の稠密さは、征服以前の軍事活動の活発さからして疑いを容れない。カンガスによれば、この人口減少は主に1544年の天然痘によって生じたという。おそらく、この疫病があまりに多くの人間を殺したために、続く1563年、1576年の大疫病の時にはすでに殺すべき人間が残り少なく、そのためこれらは深い印象を残さなかったのではないか。「日毎に少なくなつてゆくのが明瞭に見てとれる。まことに繊弱な人々だからである」⁽¹¹⁾。

最終的に多くの村々が消滅した。López de Velascoの地理書によれば、1570年の時点でトトテペクの属邑は依然70を数えたが⁽¹²⁾、今日ナワ語やミシュテカ語の地名を保つものは十村程にすぎない。一本立ちの村の中では、クアウィトラン、アユトラ、ポトゥトラが消滅、後二者の住人は1599年、ピノテバの村に移住を命じられた⁽¹³⁾。

2. ウエルタ起業

トトテペクにおけるスペイン人の農牧生産はカカオから始まった。その起点は1560年及び61年、アレナ河デルタにおいて、スペイン人メルチョル・メヒアがポトゥトラとアマティトランの村から購入した二つのウエルタである。先に述べた通りカカオはこの地方旧来の特産物であり、メヒアはその栽培を復興し、継承したのである。彼とその後継者マルティン・ヌニェスは、爾来四半世

紀にわたりウエルタを経営することになるが、その経営は多くの点において、後れてやってくる牧牛業者たちとは異っていた。一言にして言えばこの原アシエンダは多くのエンコシエンダ的要素を含み、最初に述べた移行の過程の中間点を占めるのである。

1560年12月23日、ポトゥトラのカシケ、ドン・ディエゴ・デ・コスマトルはトトテペクの村に赴き、クアウィトランの矯正官ディエゴ・セラノの前に出頭、村の土地の一片を売るための許可状を請うた。土地は海岸から2レグア、ポトゥトラの村からも2レグアの位置にあり、縦横2,000ブラサの正方形である(約1,120 ha)。売却の動機は、村の人口が減って人手が足りず、未耕地が多くあるのでこれを利用することができないためだとされた。矯正官セラノは買手メヒアに命じて席を外させ、カシケとその随行者に問うに次の四項をもってした。①問題の土地は、いずれかの平民、或いは名族(principales)、或いはその他第三者の所有地ではないか。②現在犁鋤を入れてあり、或いはかつて入れたことがあるのではないか。③家が建っていたり平民が住みついていたたりして、売却によりこれらに損害が及ぶことはないか。④売却をなすことを欲するのは、自由、自発的にして善き意志に基づいてのことか。換言すれば、教唆、強要、もしくは脅迫されてはいないか。原住民は前三項に答えるに否定をもってし、売却の自発性をあらためて確言した。翌日許可状がおりると直ちに売買の公正証書が作成され、価100ペソで売買は成立した⁽¹⁴⁾。

翌1561年5月19日、メヒアは上の土地に接して北側に、今度はトトテペクの属邑アマティトランから土地を買いとる。村はすでに「貢租を支払い、教会で用いる蠟その他の物品を買うために」価100ペソを受けとっていた。売却の動機は同じく、人手不足のための耕作の不可能である。地片は南北に2,500ブラサ、東西に1,500ブラサ、都合約1,150 haの面積である⁽¹⁵⁾。

こうしてメヒアは出費僅かに200ペソで2,170 haの土地を手に入れたことになる。当時の相場からして必ずしも不公正な取引ではなかった⁽¹⁶⁾。

メルチョル・メヒア本人に関して判っている事実は少ない。1560年と64年にはトラカママの村の住人。この間同村の域内に二片の土地を入手している。後にトラカママのカシケとなるドン・ドミンゴ・サルメロンの血縁の女を娶ったものと想像される。ディエゴとフアンの子を儲け、かれらはメヒア・サル

メロンの姓を名乗ったからである⁽¹⁷⁾。

当時トトテペクのエンコメンデロはまだ第一世代であった。ドン・ルイス・デ・カスティリャ。1502年、本国バリャドリ地方に生まれ、親類の女がエルナン・コルテスに嫁したことから新大陸の富への足掛かりを得た。1534年、カルロス一世によってトトテペクを信託せられ、のち副王メンドーサにより銀鉱の町タスコの矯正官に任ぜられた。ヌニョ・デ・グスマン追討、ミシュトン戦争に従軍したがさしたる功はない。メヒコ市参事会(cabildo)のレヒドール(regidor)の席を占め、形成期クリオリョ寡頭制の代表者として重きをなしたが、1565年、マルティン・コルテスの陰謀に連座して投獄せられた⁽¹⁸⁾。この前年、1564年9月3日、メルチョル・メヒアはタスコにエンコメンデロを訪れ、ウエルタ経営のための会社を結成する。(ドン・ルイスがこの地にあったのは、自分の鉱山事業の世話をみるためであったらう。)締結せられた契約から、経営の細目を覗うことができる。

会社は一種の合名会社であり、固有の商号はなく、十箇年の期限がついている。出資も利益配分も両パートナーに均等である。期限満了とともに全会社資産を等分する。両者のうち、メヒアは現地で経営にあたり、上の二地片とカカオの苗木とを抛出する。

ドン・ルイスの側は第一に、黒人奴隷20個(piezas)を入手することを請負うた。先ず当座6個、次いで6個、さらに四年以内に8個を加える。購入代金はドン・ルイスがひとまず立替え、メヒアは経常費中相手の分まで払い込むことでその半額を償却する。

第二に、ウエルタに毎年100ファネガのトウモロコシを調達する。トトテペクとその属邑が納める貢租中から抛出するのである。奴隷の人数で割れば年ひとり5ファネガ。当時割当労役(repartimiento)の原住民に対する食糧給付が週1アルムーであったのとほぼ等しい。きっかり20人を養うに足るだけを提供したことになる⁽¹⁹⁾。

征服直後、1525—31年の期間に、エンコメンデロを当事者として締結された会社契約16件をJosé Mirandaが分析しているが、本事例と比較して興味深い。16件中10件はエンコメンデロ同志のもの、6件には普通の入植者が参加している。14件は金を採掘するため、2件は豚を飼育するためのものである。

エンコメンデロの出資として際立っているのは、

①原住民奴隷(数は 50, 100, 或いはそれ以上)。

②これを扶養するための補給品(被信託村が貢租として納めるいろいろの食糧衣類)。

③原住民賦役。

である⁽²⁰⁾。40年近く後の我々の契約では、奴隷は今や原住民でなく黒人、数において少なく、エンコメンデロは入手の労をとるのみで厳密には出資ではない。補給品は量において少なく、トウモロコシのみ。そして少なくとも契約書文面上は原住民賦役は抛出されない。1549年の法令によって私賦役を徴することが禁ぜられていたからだが、後に見るように実際には不法の賦役労働力が用いられた。

灌漑について定めた条項がある。施設の費用は差当りメヒアが持ち、後で計算書をドン・ルイスに送って半額をうけとる。すでに1561年にメヒアは付近の水源から水をひいていたから、この分の費用もドン・ルイスは半額を支払ったのではないか。期限満了の後も施設は共同で使用し、各々のひく水は等量とする⁽²¹⁾。すでに見たように、この地方には元来灌漑のカカオ園が多かった。付近に格好の水源があるところからして、メヒアのウエルタも征服以前からのウエルタで、労働力不足のため放棄されていたものと思われる。

当時、カカオの価格は上昇しつつあった。トトテペクを襲った1544年の天然痘は、一方でメソアメリカ最大のカカオ生産地ソコヌスコの原住民を激減させ、この地方の繁栄に終止符を打った。メヒコ市においてカカオの価格はかつてのカルガ宛 10—12ペソの水準から二倍三倍に騰貴したため、政府は価格統制のための政令を発せねばならなかった。1550年に15ペソ、翌年は20ペソの天井を定めたのである。この価格高騰は、今日のエル・サルバドル西端にあたるイサルコス地方に、エンコミエンダに基づく強制栽培を開花させ、1560、70年代にその繁栄は絶頂に達した⁽²²⁾。メルチョル・メヒアによるウエルタの復興も、同じ価格高騰に刺激されてのことと思われる。

ウエルタがその生産物を供給していた市場に関しては史料がないが、消費者が原住民であったことは疑いない。スペイン人は1590年代に至るまでこの飲料を喫することをしなかったに対し、かつて祭日以外の飲用を禁ぜられていた

原住民平民層は次第にこれを常用するようになったのである。加えて、カカオ豆は依然小額貨幣として流通していた。例えばトラカママの村で、1577年度の村役人給与はすべてカカオ豆で査定されている。メヒコ盆地、プエブラーオラスカラといった原住民人口の稠密な地方はカカオの大消費地であった。メヒアのウエルタの場合、考え得る市場として最もそれらしいのは、高地ミシュテカの原住民国家群である。これらは征服以前からトトテペクのカカオを買いつけていたし、また、16世紀には絹と羊毛の生産技術を修得して自前の産業の発展をみていたから、相当の購買力があったものと想像される⁽²³⁾。いずれにせよ興味深いのは、スペイン人であるメヒアとドン・ルイスが原住民市場向けの生産を行っていたことである。人口減少によって原住民経済体系に生じた空隙を、かれらは言わば居抜きで譲りうけたのである。

エンコメンデロが参加する企業のためにはカカオはとりわけて有利な作物であった。元来土着のものであるから原住民農業を攪乱することが少ない。たとえばスペイン人が持ちこんだ牛は急速に増殖し、原住民の畑に侵入して莫大な損害を与えた。当時の原住民にとって、土地の喪失よりはむしろ牛による被害の方が遙かに重大な関心事だったようである⁽²⁴⁾。原住民農業の攪乱は、エンコメンデロの収入源そのものを掘りくずす。この意味において、ドン・ルイスが信託地域の農業企業に参加するにあたり、パートナーにメヒアを選んだのは当を得た選択といえよう。

一見すると上の契約では、土地に比して食糧と奴隷の調達とが随分高く見積もられているかに見える。ドン・ルイスはトウモロコシは抛出するが、奴隷の購入費は結局は折半することになるのである。しかし、当時の経済事情の下ではこの契約はまず穏当なものであった。人口崩壊のため、16世紀後半を通じてトウモロコシは著しく騰貴する。メヒコ盆地において、16世紀前半にフェネガ宛1/2ないし4レアルだったのが、17世紀前半には8ないし12レアルになっている⁽²⁵⁾。トトテペクでは、人口崩壊の急速さからして、自由市場を通じて調達し得たか否かすら疑わしい。自ら栽培して自給をはかるならば、食糧に劣らず貴重な労働力をこれに割かねばならない。奴隷一個の輸入港価格は、16世紀には500ペソ前後であった。(17世紀に入ると200—300ペソに下がった。)すなわち、20個を調達し、その半額を立替えたということは、5,000ペソ

の中期信用供与に相当するのである。加えて、この著しい売手市場で20個を集めるには、メヒコ市レヒドールの人脈が大きくものを言ったのではないか。これに対し、現地経営者の俸給は、後に見るように年100ペソが相場であり、また、灌漑可能な2,170 haとはいえ、メヒアが支払ったのは200ペソにすぎない。植民地時代前半、人口崩壊期は土地が異常に値崩れした時代だったのであり、その故にこそアッエンダが成立し得たのである。

メヒアはこれ以上の土地を集積しなかった。ごく小規模の牧畜を営むことはしたらしい。小馬と牝牛合わせて60頭ばかりを飼い、また、イグアラパの公証人バルトロメ・デ・ラ・ロチャと会社契約を結んで500ないし600頭の山羊を飼い、これらを「ウエルタの裏手の岩だらけの丘」で放牧していた。この土地の小商人(tratante)アンドレス・キンテロに、小馬と騾馬合わせて100頭をウエルタ付近に置かせてやったこともある⁽²⁷⁾。しかし、この規模は後述の牧牛業者たちとは比較にならないし、また彼は副王庁に牧畜エスタンシア用地の下賜を願出することもしなかった。

3. マルティン・ヌニェス、征服者の女婿

1574年9月、契約期限は切れ、両パートナーは会社を清算し、ウエルタ以下の会社資産を均分する。すでにメルチョルは没し、その持分は二人の息子、ディエゴとフアンの所有に帰していた。ところがかれらはカカオ栽培にあまり気が乗らず、むしろ牧畜をなすことを望んだようである。このためドン・ルイスは契約を更新せず、新しいパートナーを募った。

14箇月後、1575年11月9日、ピノテパ・デル・レイに住むスペイン人マルティン・ヌニェスがドン・ルイスをメヒコ市に訪れ、清算時にエンコメンデロの手に帰したウエルタの半分のそのまた半分を買いとり(代価不明)、次いでこれを出資して、十年期限の会社を結成した。この時ドン・ルイスは73歳。まだレヒドールの職にあったが、すでに失明して契約書に名を署すること能わなかった⁽²⁸⁾。

マルティン・ヌニェスは、ヒカヤンのエンコメンデロ、ペドロ・ニエトの女婿であった⁽²⁹⁾。ニエトは正真正銘の征服功労者(conquistador)である。1520年、パンフィロ・デ・ナルバエスとともに渡来し、テノチティラン攻囲戦に

参加、1522年には、トテペクに対するペドロ・デ・アルバラドの遠征に従軍している⁽³⁰⁾。ところが、かれの賜ったエンコミエンダは随分貧寒な代物だった。1560年の貢租査定において、トテペクは3,000ペソ相当のトゥモロコシと現金をドン・ルイスに納めることになっているのに対し、ヒカヤンは、カカオ・トゥモロコシ・現金あわせて僅かに200ペソにすぎない⁽³¹⁾。一口にエンコミエンダと言っても天地の差があったのである。

エンコミエンダがここまでさびれてしまっただけでは、ニエトは国禁を犯して苛斂誅求に走らざるを得ず、その結果ドン・ルイス・デ・ベラスコの副王庁と正面から衝突することになる。1558年、ヒカヤンの村は虐待と貢租の超過徴収のかどでニエトを王室聴訴院(Real Audiencia)に訴えた。院は訴えを正当とし、ニエトに即金で200ペソ、三年間にわたるカカオ3カルガの貢租減額による損害賠償を命ずるとともに、ヒカヤンの村に住むことを禁じた。ところがニエトは判決に従わなかったので、1563年9月6日、副王はヒカヤンの矯正官に重ねて判決の強制執行を命じている⁽³²⁾。また、1559年、ニエトはヒカヤンの原住民中から荷担ぎ人夫(tememes)を徴しながら、賃金を二年間にわたって支払わなかったので、1561年6月17日、副王は貢租の差押えを命じた⁽³³⁾。こうした悪あがきが効を奏する筈もなく、ニエトが没した時(1565年以降)家族はすでに窮迫していた。1575年3月、かれの嗣子フランシスコ・ニエト・マルドナドは「貧しく、父親の残した借金に追われている」と或る裁判の席上一証人は述べた⁽³⁴⁾。かくの如くニエトは典型的な没落エンコメンデロだったのであり、女婿ヌエスが自活の道を求めたのは無理からぬことであった。

新しい契約の内容は前のものと大して変化がない。ヌエスは経営にあたるが、今度はその仕事の俸給として、年々の純益を折半する前にその中から100ペソをうけとる。ウエルタの面積と奴隷の数が半分になったのに応じて、トゥモロコシ供給は年50ファネガとなり、その徴収は今度はヌエスの役目となる。奴隷の新規調達はしない。その代わりにヌエスはアシエンダの経営に必要な“mozos”を適当な賃金で雇入れる⁽³⁵⁾。

ウエルタの経営にあたって暫く後、ヌエスはメヒアの息子たちからウエルタの持分四分の一ずつを買いとった。1578年6月にディエゴの分を価720ペソで、10月にファンの分を価615ペソで買ったのである。ディエゴへの720

ペソ中 500 ペソの支払は土地をもってなされた。これより先、ヌニェスは副王庁に請願して、1576年4月付で大家畜エスタンシア用地一面を下賜されていたのをこれに充てたのである⁽³⁶⁾。この土地で兄弟は牧畜を始めるのだが、今はこれを述べない。ヌニェスはウエルタ半分に都合 1,355 ペソを支払ったことになるが、この額からして明らかに売買は奴隷を含まない。多分兄弟は牧畜に用いるために手元に残したのではないか。

ヌニェスと土地の原住民の関係については興味深い事実がふたつある。第一に、彼はトトテペクとその属邑から年 50 フェネガのトウモロコシを徴するのみならず、これに国禁の私賦役をも課していたのである。これはエンコメンデロの了解あってのことに相違なく、してみればこの私賦役はドン・ルイスの側の隠れた出資だったことになる。トトテペク原住民の訴えにより、1583年9月、副王はヌニェスに対し改めてこの慣行を禁じる旨通知しているが、ヌニェスが遵ったかどうか疑わしい⁽³⁷⁾。第二の事実は一見これに矛盾しているかに見える。同じ年の5月、王室聴訴院は判決を下して、ヒカヤン郡裁判所副官(teniente)ディエゴ・アリアス・デ・サラサルが、トトテペクの原住民に対して行っている職権乱用(内容不明)をやめさせたのだが、原告たる村の代人としてこの訴えをなしたのは余人ならぬヌニェスであった。のみならずヌニェスは上の判決がしかるべく執行されるよう、代々の矯正官に圧力をかけ続けた。1590年にヌニェスが没すると直ちに矯正官はこれを等閑にしはじめたので、トトテペクの村は改めて副王に訴えて、判決を再確認する旨の命令書(1591年10月26日付)をとりつけねばならなかった⁽³⁸⁾。トトテペクの原住民にとって、ヌニェスは搾取者にして保護者を兼ねる存在だったことになる。

ウエルタは繁栄を続けた。ポトゥトラから購入した部分には「古いウエルタ(Huerta Vieja)」,アマティトランから購入した部分には「上のウエルタ(Huerta de Arriba)」と名前がついた。1586年の時点で、カカオ樹はその数 12,000 株、投下資本の額は 20,000 ペソにのぼっていた。(この額はおそらく利潤の再投資を含むであろう。)カカオを植えてない部分ではトウモロコシと綿花を栽培し、ことに 1580 年頃からはこれに「多数の牡牛とガニャン(gañan)」を用いたと文書にある⁽³⁹⁾。ガニャンは賃金労働者を指す語である。ヌニェスのウエルタは、奴隷労働、賦役労働、賃金労働を併せ用いるきわめて複合的な

生産組織だったのである。

4. 牧牛家たちとの抗争・原住民との同盟

ヌニェスがウエルタの経営者となった1570年代は、またトトテペクにおける牧牛の起点でもあった。牧牛はやがて17世紀にはこの地方の主産業となる。市場は北のプエブラ市、その人口はこの時期急速に増加しており、1570年の市民権保持者(vecino) 500人が、1600年頃に1,500人、1620年迄には3,000人に達している⁽⁴⁰⁾。総人口は2,000人、6,000人、12,000人と増えたであろう。高地ミシュテカの山道は、穀物を騾馬の背に乗せて越えるならば収支償わないが、牛ならば足が生えているから牛飼ひ数人で追ってゆけばよい。牧牛業者たちはトトテペク海岸地方において、多くの副王庁下賜を請願し、各々一万ヘクタールを越える土地を集積、そこに大畜群を放牧した。牛は原住民の畑に侵入して作物を喰ひ荒らしたので、村々は大いに苦しんだ。ヌニェスのウエルタはかれらと作物を同じくしていたから、当然同じ損害を蒙った。ヌニェスが牧牛家たちと争い、原住民と同盟するに至ったのは、必然のなりゆきだったといえる。

a. 公証人ラミレスとの紛争

ヌニェスとの間に紛争を惹き起した最初の牧牛家は公証人エルナンド・ラミレスである。ラミレスは1559年に文書に初出、爾来1586年に没するまで、ヒカヤンの郡裁判所で公正証書の作成に従事した⁽⁴¹⁾。かく本業に勤むかたわら、この地方において様々の経済活動を営んだことが知られる。ヒカヤン郡裁判所の吏僚たちの経済活動は大変興味深いので稿をあらためて論じることにして、ここではラミレスひとりについて、ヌニェスと関係する範囲でのみ扱う。

ラミレスの土地集積は、ウエルタのあるアレナ河デルタにおいて始まった。かれの入手した最初の地片は大家畜エスタンシア用地一面。1575年7月、かのペドロ・ニエトの遺児フランシスコに下賜されたもので、アユトラの村域内、海岸から半レグアの位置にあった。前述の通りニエト家は困窮しており、フランシスコはその年のうちに、これを価150ペソでラミレスに売払ったのである⁽⁴²⁾。下賜は国王の名において副王がなすのだが、請願をうけた副王は先ず土地の矯正官に命じて、下賜によって第三者ことに原住民に損害が及ぶことが

ないか否かを調査せしめる。これを調査手続(*diligencia*)と称する。幸運にして権利証書冊子中に、上の下賜の調査手続一件書類が保存されているので、以下に内容を要約しよう。

副王命令をうけた矯正官はファン・デ・レイバ、公証人ラミレスはこれに随行した。3月6日の日曜日、レイバはアユトラ、ポトットラ、アマティトラン、ピノテパの四村をまわって、調査の趣旨を告知し、カシケに出頭を命じた。最初の三村では、この日教会に集っていた原住民の数を数える。順に、15人、5ないし6人、12人であった。翌7日、カシケたちを従えて実地検分に出る。アユトラの村から2レグア。ラミレスはデルタの景観を以下のごとく記した。「ひとつの湖沼(*charco*)を起点として長大広闊な平野がひろがり、海にまで達している。目測で4レグアもあろうか。海岸に沿って幅は8レグア以上。その向こうには小高い丘がいくつかと大きな湖沼がひとつ。ひと筋の川が海に向かって流れ、平野を貫いている。」矯正官レイバの下間に答えて、カシケたちは次々に、下賜により自分達の村には何らの損害も及ぶことはない、土地は沢山あるからだと述べた。一週間の後、レイバの命によりラミレスはメヒア兄弟を訪れ、ウエルタに損害が及ぶか否かを尋ねたが、兄弟の答は原住民と同じであった。以上の調査に基いて、4月16日、レイバは下賜を是とする旨の意見書(*parecer*)を認めて副王庁に送付。7月27日、下賜状発行。10月30日、ラミレスによる購入⁽⁴³⁾。最後の日付は、ヌニェスがドン・ルイスと結ぶ会社契約に先立つこと僅かに28日である。

1579年、トラカママの村は王室聴訟院にラミレスを訴えた。訴因は数箇条にわたるが、そのひとつは、何らの権利もない土地に家畜を入れて草を飼ったことである⁽⁴⁴⁾。メヒア兄弟の言に反して、同じ畜群はヌニェスのウエルタにも侵入していたであろう。かれが反撃に出たのは1580年であった。

この年、ラミレスはエスタンシアを拡大すべく、同じアユトラ域内に新たに下賜を請うた。小家畜エスタンシア用地一面と騎士禄地二面、合計866haがその内容である。4月21日、副王庁は調査手続を命ずる命令書を発行し、5月28日、ラミレスはヒカヤン郡裁判所に出頭、これを提出した。矯正官は不在で、受理したのは副官ディエゴ・アリアス・デ・サラサル(前出)である⁽⁴⁵⁾。

翌5月29日は日曜日、聖三位一体の祭日である。アリアスはアユトラの村

に赴き、教会堂の前に立って調査の趣旨を告知し、その足でカシケらを従えて実地検分に出た。場所は、「アユトラからポトゥトラ村へ通じる道をゆき、丘陵地帯(lomas)を抜け、平野に降りようとするところ。近くに葦原に囲まれた湖沼がふたつある。この平地で(アユトラとポトゥトラは)境を接する。」下問をうけて、アユトラの村は自分達には何らの損害も及ばないと答えたが、ただ、付属の騎士禄地二面を一面にしてくれないかと要望を述べた。

翌30日、アリアスはウエルタにヌニェスを訪れ、同じ告知と質問をなしたが、かれは質問には後程答えるとして即答を避け、告知の公正証書に署名を求められるとこれを拒んだ。

翌31日、ラミレスは「請願者側証人喚問(Información del parte)」のため証人5人を提出した。うち3人が原住民貴族で、トラカママの名族ドン・ミゲル・デ・ミランダ(33歳)、ポトゥトラのカシケ、ドン・バルタサル・コルテス(35歳)、ピノテパのカシケ、ドン・ミゲル・マンリケ(25歳)である。ドン・バルタサルは、20年前メヒアにウエルタを売ったドン・ディエゴ・コスマトルの嫡子である⁽⁴⁶⁾。かれの代でナワトル語の姓を捨てたのだろう。

証人たちは異口同音に、土地はたくさんあるから自分達にも第三者にも下賜により損害が及ぶことはないと言った。ピノテパのカシケは言い添えて、この地点からアユトラは3レグア、ポトゥトラは1レグア半離れていると言った。ポトゥトラのドン・バルタサルは、「或る悪意ある人々により説得された」に拘わらず自分は上の如く証言するのだと誇らしげにつけ加えた。

ヌニェスは翌6月1日に行動に出た。アマティトランの村にいたアリアスに通の異議申立書(contradicción)を提出し、自分にはこの下賜により損害が及ぶから、これをとり止めにして貰いたいと請うたのである。なぜならば、例の場所からウエルタまでは「半レグアかもう少し」離れているにすぎず、ウエルタは土地の自然の湿りに依っている(es de humedad)ため、羊が歩きまわって草を食い、地面の蒸発率を高めたらかカオは枯死してしまう。そうなれば、「自分がこれまでにウエルタに投じた3,000ペソ以上」が烏有に帰するであろう、と。

同日、ポトゥトラのドン・バルタサルは前日の証言を撤回し、同じく異議申立をなした。実のところ、問題の場所はアユトラでなくポトゥトラの域内にあ

り、しかも自分達のトウモロコシと棉花の畑に近いのでこれに損害が及ぶ。前日反対の趣旨の証言をしたのは、村役人(tequitlato)が自分達に場所を正確に伝えなかったためである、と。

同日のうちに公証人ラミレスは、ヌニェスの異議申立に対する回答書を起草提出し、申立は「悪意に基くもので事実と反する」とした。反論は五点にわたり、即日を用意した文書としては驚くべく理路整然として委曲を尽くしている。第一に、問題の場所からウエルタまでは1レグア半離れており、加えて両者の間にはアレナ河が流れ、小家畜すなわち羊と山羊はこれを越えることができない。第二に、ウエルタは灌漑されており、土地の湿り気に依ってはいない。第三に、ヌニェスは、以前の持ち主メヒア同様ウエルタ付近で牧畜を営んでいる。「現在は牡馬と仔馬を飼っており、かつては牝馬を入れたことがあるがこれはペドロ・ブラボに売った。また200頭以上の山羊を飼っている。」第四に、ヌニェスの意図は下賜を妨げておいて問題の土地をわがものとするにある。現にその付近に権利なく小屋を一軒建てているし、次の如く言明するのを聞いた者がいる。あの土地を守るのに金を費すのも止むを得ない、ラミレスのものにならないければ、原住民は自分に占拠させてくれるだろうから、と。最後に、ヌニェスは昨夜ひと晩中ポットトラの村人たちと一緒におり、大いに脅迫的な言辞を用いてかれらに異議申立をなさしめたのである。ついては、以上五点を証立立てるべくあらためて証人を提出したい、とラミレスは要望を述べ、副官アリアスはこれを許した。

一週間を経た6月8日、トトテペクの属邑グアスパルテペクにおいて、ラミレスは証人四人を提出した。第一の証人は前回と同じトラカママのドン・ミゲルで、ラミレスの論点を悉く確認した。アレナ河は乾期、それも四旬節後でなければ徒渉できない。自分はポットトラのドン・バルタサルの妹婿で、5月31日夜にはかれらと同席して、ヌニェスが説得(razonamiento)するのをこの耳でしかと聞いた。

第二の証人はドン・バルタサル本人である。証言台上のその言動は些か異常であった。アリアスが宣誓をとるべく司法杖を差し伸べ、その上に手を置くよう命ずると、かれは宣誓を拒んだ。詰問されて渋々答えるには、5月31日に述べた通り問題の土地はアユトラ村のもので、下賜は無害である、自分達の異

議申立についてはマルティン・ヌニェスが知っている、自分達は宣誓したくない、ヌニェスを召喚してくれと言う。アリアスは、宣誓をせねば強制手段をとるまでだと脅し、また事実を述べさえすればよいのだと賺したが、証人は遂に態度をかえず、ヌニェスと呼んでくれ、かれが知っていると言いつつ繰り返すばかりだった。明らかにドン・バルタサルは二人の有力者の双方から圧力をかけられ、板挟みになって途方に暮れていたのである。

残る証人二名はいずれも郡裁判所の吏員で、ラミレスの同僚にあたる。ひとりにはヒカヤンの名族で、郡裁判所の通弁をつとめるトマス・デ・ラ・プラサ(ナワトル・ミシュテカ・スペインの三語に通じている)、いまひとりには公証人のファン・カルロスである。かれらはラミレスの論点を確認するとともに、6月1日より後ヌニェスから別々に聞いた直話としてほぼ同内容の証言をした。両者の言うところを総合するならば、ヌニェスの言は下の如くである。自分はかつてからラミレスが下賜を請願したことを聞き知っており、或時ヒカヤンで出会った折、かれに正確な位置を問うたが、言を左右にして答えなかった。自分は腹を立てた。ラミレスが素直に位置を教えてくれたなら、自分は下賜に容喙するつもりはなかった。しかし、あの場所となれば話は別で、ウエルタに近すぎるから、これを守るため手を打たざるを得ない、と。

これらの証言によってアリアスは下賜に問題なしと判断し、6月12日—13日に「当局者側証人喚問(Información de oficio)」のため別に五人の証人から証言をとったうえで、これを是とする旨の意見書を副王に送った。下賜状の発行は7月21日である。

この一件でラミレスのために大いに役に立ったのは、公証人として法律運用上の経験を積んでいたことであろう。法律家として凡庸でなかったことは反論書の出来栄えひとつからも明らかだが、何より水際立っているのはヌニェスの異議申立を見越して小家畜用地を請うた点である。アレナ河は羊や山羊には越えられないし、ヌニェス本人が山羊を飼っているから異議申立は根拠を全く喪失する。ラミレスははじめから、ひとたび下賜が下ればこの小家畜用地で牛を飼うつもりだった。郡裁判所には、下賜状に示された家畜の種類を遵守させる意思も力もないことを、そこに勤めるラミレスはよく弁えていたのである。これに対してヌニェスはあまりに芸のない嘘をつきすぎた。岳父ニエトの生きた

征服時代ならばエンコメンデロはそれで押し通せただろうが、副王庁官僚制が確立し、法の支配がそれなりに外形を整えた16世紀後半にあっては、かれの強引な力押しはもはや通用しなかった。これに加えて、ラミレスの郡裁判所での人脈がものを言った。証人に立ったデ・ラ・プラサとフアン・カルロスのみならず、副官アリアス自身がかれと私的なつながりを持っていたと考えるべき理由がある。ラミレス没後、アリアスは未亡人の後添えとしておさまりかえり、その事業を継いだのである⁽⁴⁸⁾。してみれば、1583年にヌニェスがアリアスを告発した前述の一件には、私怨によるところも大きかったかも知れない。

かくて、ラミレスの畜群からウエルタを守るために、ヌニェスは何らかの手を打たざるを得なくなった。かれの対策は、緩衝地帯の形成であった。上でラミレスが得た村境の土地からウエルタまでの1レグア半を、これに先んじて占拠してしまおうとしたのである。1581年から翌82年にかけて、ヌニェスは大小5件の下賜を請願し、大家畜用地1面、小家畜用地1面、騎士禄地9面を獲得、併せて約3,000 haを集積した。

表2 ヌニェスがうけた下賜

番号	日付	内容	場所	典拠
1.	1581. 11. 17	1 gm 2 c	Potutla	{LdT, 229v-231 {Mrd, 11-81
2.	1581. 11. 30	2 c	Potutla	LdT, 247v-248v
3.	1582. 8. 25	2 c	Potutla	LdT, 232v-233v
4.	1582. 8. 25	3 c	Potutla	LdT, 240v-242v
5.	1582. 9. 14	1 GM	Potutla y Amatitlan	LdT, 234v-236v

Siglas:	GM	Sitio de estancia para ganado mayor
	gm	Sitio de estancia para ganado menor
	c	caballería
	LdT	Libro de Títulos
	Mrd	AGNM, Mercedes

上の表に示す通り、五件はいずれもポトゥトラ域内に位置する。ドン・バルタサル以下の村民は、これらの調査手続に召喚された筈だが、異議申立をした形跡はない。

ヌニェスの緩衝地帯は、少なくとも一度ラミレスの行手を阻んだ。上表4の下

賜の調査手続は、1581年9月6日付の副王命令により、同年10月7日、副官フアン・デ・エスキベルが執行した。ところが、翌82年7月、ラミレスは別に副王命令を入手し、これを郡裁判所に提出、同じ場所に大家畜用地一面を請うた。エスキベルは誤ってこれを受理し、調査手続にとりかかったが、これを知ったヌエスは7月26日郡裁判所へかけつけ、前年10月の手続書類を示して異議申立をなしたので、エスキベルはこれを取りやめている⁽⁴⁹⁾。

これより先ラミレスは、ヌエスとの衝突の不利を覚って和解を申し出た。1580年にラミレスが得た問題の小家畜用地一面には、西側すなわちウエルタ側に騎士禄地二面が付属している。これに接してヌエスが騎士禄地二面(表2の3)の下賜をうけることで境界が画定したわけだが、この調査手続が終わった時点で、ラミレスはかれに付属の騎士禄地二面を値50ペソで譲った。将来ヌエスがこれを売る場合ラミレスに先取特権がある旨の条件付きである。この売買によって境界は1,400バソ(約1960m)退いたことになる。1581年6月24日、公正証書がとり交わされた⁽⁵⁰⁾。

この後暫くラミレスの土地集積は舞台をベルデ河デルタに移すのだが、1584年になってアレナ河デルタの紛争が再燃した。1585年12月17日、ラミレスはメヒコ市民メヒア・デ・ラ・セルダから、ポトゥトラ域内の大家畜用地四面を譲りうけた。ラ・セルダはラミレスの代人として、最初からかれに譲渡する意思をもってこれらの下賜を請うたのである。うち一面は、1584年1月13日付下賜で、調査手続は矯正官ピネロ・ファルファンがなした。下賜状中に次の文言がある。「同用地内に建物を設けるに際しては、同矯正官が(ポトゥトラ)の原住民に損害が及ばないと判断した位置にこれを設けること。」この一条は明らかに、調査手続の席上ポトゥトラ村から異議申立があったことを示している。

他の三面はウエルタの南側の海岸沿いに位置し、下賜の日付は驚くべきことに1592年9月5日である。ラ・セルダが1585年になした譲渡はその後七年近くにわたり無効だったのである。下賜状中になかなか長い説明があるので次に要約する。調査手続はピネロ・ファルファンがなしたとあるから、多分上と時を同じくしたに違いない。この時、ヌエスとポトゥトラ村とが異議申立をなした。矯正官の意見書は、ウエルタから法定の間隔5,000バラを置くならば下賜

に差支えなしとしたが、副王庁は一件を棚上げにした。1590年、副王ドン・ルイス・デ・ベラスコⅡ世着任。暫くのち彼はこの一件を再びとりあげ、王室聴訴院判事ビリャヌエバ・サパタ博士に諮問した。博士は答申して、本件には何ら新奇な問題はないので、ウエルタの所有権を尊重し、法定の間隔を置くならば下賜に差支えなしとした。この答申に基いて副王は漸く下賜状を発行したのである⁽⁵¹⁾。

これらの証拠が示すように、1580年の事件は四年間を隔てて繰り返されたのである。ヌニェスはポットラ原住民と再び異議申立をともにした。ポットラのカシケ、ドン・パルタサルは、前回の苦い経験にかかわらずヌニェスと手を結び、今回は七年の猶予期間を勝ちえた。かれがこの同盟にふみきったのは、如何せんスペイン人と共存せねばならないならば、牧牛家たるラミレスよりもカカオ園主たるヌニェスの方が相手としてましたと判断してのことであろう。また、ヌニェスがラミレスに対抗して形成する緩衝地帯は、作物を同じくするかれらにも同様に役に立つ。ヌニェスへの下賜状五件に、ポットラ村の異議申立の痕跡がひとつとして見られないのは、ここに説明を求めうるであろう。

ラミレスは1586年中に没した⁽⁵²⁾。未亡人も、後添えの副官アリアスも、以後ヌニェスとの間に紛争の記録を残していない。しかし、この1586年、いまひとりの牧牛家を相手にヌニェスは争わねばならなかった。

b. 扶持付僧ピントとの抗争

プエブラ市大聖堂の扶持付僧(rationero)ペドロ・ロドリゲス・ピントは、われわれのアシエンダの完成者である。自らはプエブラ市で司教座の仕事をし、僧籍に入る以前に生した一子エルナンド・ピントが現地で経営にあたった。かれらの没後、アシエンダは或いは相続或いは売買により、プエブラ市在住の不在地主の間を転々とすることになる。

ピントがトトテペク地方に姿を現わすのは1580年である。既に述べたように、1578年、ヌニェスはメヒア兄弟にウエルタの代価を支払うに、一部分、自ら下賜をうけた大家畜用地一面をもってした。兄弟はこの土地を経営して、二年後には牛240頭、馬6頭を飼っていたが、おそらく運転資金が逼迫したのであろう、ともに会社を結成すべき投資家を募った。1580年4月26日、ピン

トはトラカママの村にやって来て、かれらと期限十年の会社契約を締結する。エスタンシアは家畜込みで1,600ペソと評価され、ピントは同額の現金を出資したから、双方の持分は均等である⁽⁵³⁾。

ところが翌年8月、ディエゴ・メヒアは自分の持分四分の一を、価950ペソでピントに売渡し、かくてピントの持分は四分の三となる⁽⁵⁴⁾。次いで1583年3月には、エルナンド・ピントが上のエスタンシアに接して新たに大家畜用地一面の下賜をうけ、事業は大いに拡大した⁽⁵⁵⁾。ピントにはメヒア兄弟とは比較にならぬ資力があり、1586年にはエスタンシアは牝牛2,000頭、牝馬500頭を擁していた⁽⁵⁶⁾。かくてヌニェスのウエルタは、東方・南方からのラミレスに加えて、北方からの脅威に直面することになる。

1586年、エルナンド・ピントは代人をたてて、新たに騎士禄地三面の下賜を請い、2月23日、矯正官ドン・マテオ・デ・マウレオンは調査手続を執行した。ヌニェスが矯正官の前に出頭して異議申立をなしたのは翌々25日。ピントの請うた地点は、1561年に故メルチョル・メヒアがアマティトランから購入した土地に含まれているというのである。而して今回ヌニェスの意図はただに異議申立をなすにとどまらず、それまでにウエルタが蒙った損害の賠償を求めるにあった。ウエルタの沿革と現況(第3節末尾参照)を略述した後、かれは以下の如く言を継いだ。二年前、1584年以来、ウエルタ付属地におけるトウモロコシ・綿花栽培を中断するの止むなきに至っている。この年、ピントがエスタンシアに上の2,500頭の家畜を入れたためである。自分に対する妬心と悪意をもってこれをなしたのである。今回騎士禄地三面を請うたのも、目的は農耕でなく、そこで牛を飼うにある。否、現在すでにその場所をピントの牛群が闊歩しており、付属の畑地のみならず、ウエルタそのものの中にまで侵入して、自分とドン・ルイスが蒙った損害はすでに4,000ペソにのぼる。この損害賠償を自分は王室聴訴院で争う所存である。については郡裁判所においてふたつの証拠書類を作成して戴きたい。第一に、ピントの畜群のウエルタ侵入について、自分の提出する証人から証言をとり、これを公正証書に作成すること。第二に、ウエルタとその付属地について、矯正官立会のもと公式の計測と境界画定を行うことである。

異議申立が受理されると、直ちにヌニェスは伴ってきた五人の原住民を証人

として提出した。うち三人はアマティトランの村民、残る二人はポトットラのカシケ、ドン・バルタサルと、アルカルデ(alcalde)を勤めるアグスティン・ヒメネスである。かれらは異口同音にヌニェスの言うところを確認した。

同日、日の落ちないうちに一同は計測に出た。アマティトランから買い入れた「上のウエルタ^{かみ}」とその付属地の面積は2,500×1,500ブラサである。カカオ園に接した一本の樹木から、土地の幅の半分、750ブラサを測ると、エルナンド・ピントが騎士禄地三面中の第三面を指定した地点に達した。ヌニェスの陳述は証拠立てられたのである。次に、ポトットラから買い入れた「古いウエルタ」(面積2,000ブラサ平方)が計測され、1,000ブラサ測って達した地点には、アエトラとの村境を示す十字架と掛小屋があった。矯正官ドン・マテオは以上を公正証書に作成せしめた⁽⁵⁷⁾。

ヌニェスはメヒコ市に赴いて、王室聴訴院でピントに対する訴訟を起こす。その詳細は明らかでないが、同年9月15日、上の騎士禄地三面は滞りなくピントの代人に下賜せられた⁽⁵⁸⁾。おそらくはピント側が、場所を少しずらして改めて指定し直したのではないか。

三年後、1589年4月6日、判決を待たずしてヌニェスはピントの前に屈した。ウエルタの持分とその周辺に集積した土地をピントに売渡したのである。

ヌニェスを屈せしめた条件としては、ふたつを指摘することができる。第一は、エンコメンデロ・ドン・ルイスの死である。その時日は不詳だが、1586年の異議申立てでは共同所有者がドン・ルイスであるのが、1589年の売渡ではその相続人たちとなっているから、この間であることは間違いない。おそらくヌニェスは、メヒコ市での訴訟にあたって、この市参事会員の影響力をたのむところが大きかったであろう。第二は、カカオの市況である。1550年代のメヒコ市におけるカルガ宛30ペソの小売価格水準は、そう長くは維持されなかった。ソコヌスコにとって代わった中米イサルコス地方の生産はすでに絶頂期にあり、1610年代まで活力を失わない。加うるに、この地方の生産は依然エンコミエンダ制下の強制無償労働に基いていたのである⁽⁵⁹⁾。

売買されたのはウエルタ2、大小のエスタンシア用地各1面、騎士禄地11面、計5,200haばかりである。価2,800ペソは分割払される。この89年5月末日に800ペソ、八箇月後、1590年2月1日に1,000ペソ、更に八箇月後、

同年 10 月 1 日に 1,000 ペソである⁽⁶⁰⁾。

領収証は二通しか残っていないが、これを見るにピントの支払は少し後れたらしい。1590 年 9 月 20 日、ヌニェスは 750 ペソを受領。ピントが現金 625 ペソ、パートナーの司祭レオンが現金 100 ペソと 25 ペソ相当の銀製塩入れを、郡裁判所副官ディエゴ・ペレスに預けてあったのを受取ったのである。最後の支払は 923 ペソで、日付は 1591 年 3 月 25 日。金額が半端なのは支払遅延の分の利子が加算されているためだろう。受取人はトトテペクの司祭ディオスグド・トレビニョ、マルティン・ヌニェスの遺産管財人とある⁽⁶¹⁾。ヌニェスはこの間に死んだのである。

ウエルタの売却とヌニェスの死は、トトテペク地方における一時代の終焉を画した。スペイン人による原産作物の栽培、原住民農業の継承は、新大陸生態系にとって未知の大型草食獣の大量飼育によって息の根をとめられ、併呑せられた。かくして、長い長いアンエンダの時代がはじまったのである。

ドン・ルイスが没した時、トトテペクのエンコミエンダは、長子ドン・ペドロ・ロレンソ・デ・カスティリャが一括相続した。しかし、ウエルタの持分四分の一は、長子相続(mayorazgo)指定手続を経ていなかったため、相続に際し二等分せられ、八分の一が被相続人の女婿ドン・ロペ・デ・ソサの手に渡った。ドン・ペドロ・ロレンソの家計もどうやら火の車だったらしく、新パートナーのピントに 1,000 ペソの借金をする。その返済を迫られて、トトテペクのエンコミエンダからあがる貢租をこれにあてた。すなわち、1596 年と 97 年のクリスマスに納入される貢租中から 500 ペソずつを返済に充当することを約束したのである。ところが、これが空手形と判明した。いまひとりの債権者、プエブラ市レヒドールたるアントニオ・ドゥランに同様の約束がしてあったのである。これを知ると直ちにピントはドン・ペドロ・ロレンソの任地トラスカラに赴き(かれは三年来この地の矯正官の任にある)、返済の代わりにウエルタの持分を売渡すことを迫って、1596 年 2 月 24 日、これに成功した⁽⁶³⁾。かくして、エンコメンデロはウエルタの経営から退き、トトテペクの農牧生産は、エンコミエンダに由来する資源への依存を絶ち切ったのである。

結 論

海岸部ミシュテカにおけるエンコミエンダからアシエンダへの移行は、ひとつの中間的な制度を経由した。マルチン・ヌエスのウエルタがそれである。

トテペクとその属邑群のエンコメンデロ、ドン・ルイス・デ・カスティリャは、自らこの地域に土地を獲得して、エンコミエンダを直営農牧企業に変えることはしなかった。その代わりに、土地を入手した地元企業家との間に会社を結成したのである。我々はいずれをひとつのスペクトラムの中程に据えることができる。その一方の端には、クエルナバカ周辺のエンコミエンダを一大直営企業に変貌させたエルナン・コルテスが居り、もう一端には、ペドロ・ニエトをはじめとして、賦役課徴権を失って後、半ば年金生活者と化して没落していった群小の征服者たちがいる。他方ヌエスのウエルタもまた、農牧生産の組織形態としてもうひとつのスペクトラムの中程に位置する。エンコミエンダとアシエンダ、さらに敷衍するなら所領と企業、その双方の諸々の属性が織り合わされて、ひとつの独特の生産組織をなしているのである。

第一に、生産物が原産作物である。カカオとトウモロコシ、綿花であって、将来この土地のスペイン人企業の主産物となる牛ではない。一般にエンコミエンダの下では原住民が生産主体たり続けるのに対し、この事例では経営権がスペイン人ヌエスに移っている。に拘わらず、生産物は従前のままなのである。ウエルタ起業の年 1564 年は、ソコヌスコの没落とイサルコス の 興 隆 と の 間 隙 に あ た り、カカオ栽培は確かに有利であった。しかし、この好市況が去り、逆にプエブラ市場の成長が牧牛業をいよいよ有利たらしめつつある時、ドン・ルイスは方針をかえることをしなかった。メヒアもヌエスも山羊・小馬・騾馬の飼育に手を染めはしたが、決して大規模な牧牛を営むことはなかった。

第二に、ウエルタ経営のための投入財中に、エンコミエンダに由来するものがある。合法的で、その故に契約書文言中に明記されているのは、黒人奴隷のための食糧調達、すなわち、貢租中から抛出される 100 乃至 50 フェネガのトウモロコシである。非合法的で、その故に契約に記されていないのは、トテペクから徴せられる原住民賦役労働力である。しかしまた一面、ウエルタは賦役のみには依存したのではなく、奴隷労働、そして賃金労働をも用いたのである。ウエルタの投入労働力は、強制労働と自由労働との混成であった。

第三に、原住民に対する態度において、経営者マルティン・ヌニェスは少なからずエンコメンデロ一般と共通するところがあった。搾取者たると同時に保護者を兼ねる、その意味で両義的な社会的機能を備えた存在でかれはあった。エンコメンデロは貢租賦役を徴する。しかし、市場における交換でなく、一方的な贈与に基づくこの種の搾取においては、搾取することは同時に依存することである。搾取者は被搾取者を他の搾取者から守らねばならず、また被搾取者の最低生存に無関心ではあり得ない。

アンティリャス時代、そして大陸時代初期においては、エンコミエンダは確かに、ただひたすら搾取的な制度だったようである。新大陸はこの時期、食べきれないほど実をつけた果樹であるかに思われた。征服は今や酷であったから、今手元にある原住民村を食い荒して駄目にしてしまっても、新しい遠征に参加して命を張れば、また別の村が手に入るであろう。ところがやがて競争者が増え、逆に原住民が減り、征服も先が見えはじめると否応なく、自分の老後と子々孫々の安逸が原住民の生死如何に懸っていることにエンコメンデロたちは気付いた。新法撤回ののちエンコミエンダ相続権が確保されたかに見えたこと、王権の規制が厳しくなったことも手伝って、ほぼ世紀半ばを境にエンコメンデロの態度に大きな変化が生じた。

Simpson は、この時期エンコメンデロの対原住民関係は“paternalistic and feudal”の性格を帯びるに至ったとし（「これを博愛と間違えてはいけない」と尤もな但し書が付いている）、証拠として信託原住民を外来者から守った例をいくつか挙げている。この中に、1550年、Zacatulaの矯正官が土地のエンコメンデロに訴えられた事件があるが⁽⁶⁴⁾、1583年、副官アリアスとヌニェスの一件はこれと相似形をなすものといえよう。しかし、この側面におけるヌニェスの活動で最もめざましいのは、原住民と同盟しての牧牛アシエンダに対する戦いであった。

「エンコミエンダは原住民人口が根本的な変化なく生きのびることを要求するに對し、アシエンダのシステムが発展するためには、原住民社会が破壊され、その成員が農業プロレタリアートに転身することが必要である」と述べたのはRobert G. Keith だが⁽⁶⁵⁾、この定式は過度の単純化の譏りを免れまい。共同体から切り離され、アシエンダに住みついた常雇労働者は、農業労働の季節的性

格からして極めて高くつく。かれらの数を最小限におさえ、播種・収穫時には大量の臨時雇労働者を雇入れてこれを補うことが、農業アシエンダ経営上の要諦である⁽⁶⁶⁾。メヒコ中部・南部においては、原住民共同体こそが、この種の労働力の貴重な安定的供給源であった。それ故に、アシエンダの利益関心は、共同体から生存資源(ことに土地)を奪い尽くしてこれを解体し、成員を離散に至らしめるにはなく、むしろ、成員が補足的収入を求めてアシエンダに出稼ぎに来る迄になったら、そこで土地横奪の手を緩めるにあった。チャルコ地方に関する John H. Tutino の研究の示唆するところである⁽⁶⁷⁾。この意味で農業アシエンダもまた、エンコミエンダの両義性を残していたと言ってよい。

しかし、牧畜アシエンダの場合は事情が違った。必要投入労働力は農業に比して小さく、かなり高度の熟練を要し、しかも仕事に比較的季節性が少ないため、原住民共同体からの出稼ぎ労働者は用をなさず、また必要とされない⁽⁶⁸⁾。このため、アセンダードは、原住民の生存・共同体の存続に無関心であり得る。反面、同じ理由から、労働力を折出させるため、意図的に原住民社会を圧迫する必要もないわけだが、無関心はこの場合悪意よりも無慈悲だった。ラミレスとピントの畜群は全く無頓着に村々の畑を荒らし、ヌニェスがトウモロコシや賦役労働力を依存しているトトテペクの属邑を荒廃せしめようとした。他方ポットトラの原住民にとって、作物を同じくし、その故に被害をもまた同じくするヌニェスは自然の同盟者であった。1580年代いっぱい続いたヌニェスの苦闘の背後に、常に原住民たちの協力が見てとれる理由はここにある。

ヌニェスの死によって原住民は同盟者を失い、牧牛業者とその畜群はあらゆる羈絆を脱した。その後八年にしてポットトラの村は消滅し、おそらくこれと前後してアマティトランも同じ運命を辿った。アレナ河のデルタは茫々たる牧草地のひろがりとな化したのである。

固有名詞原綴一覧

地名

アカプルコ(港): Acapulco; アマティトラン(属邑): Amatitlán; アユトラ(村): Ayutla; アレナ(河): Río de la Arena; イグアラパ(村): Iguala-pa; イサルコス(地方): Izalcos; クアウィトラン(村): Cuahuitlán; グア

スパールテペク(属邑): Guaspaltepec; グアトゥルコ(港): Guatulco; クエルナバカ(ビリャ): Cuernavaca; ソコススコ(地方): Soconusco; タスコ(鉱山): Taxco; トトテペク(村): Tototepec(Tututepec); トラカママ(村); Tlacamama; トラスカラ(市): Tlaxcala; スエバ・エスパニャ(王領): Nueva España; バリャドリ(地方): Valladolid; ヒカヤン(村): Jicayán; ピノテパ・デ・ドン・ルイス(属邑): Pinotepa de don Luis; ピノテパ・デル・レイ(村): Pinotepa del Rey; プエブラ(市): Puebla; プトラ(村): Putla; ベルデ(河): Río Verde; ポトゥトラ(村): Potutla; ミシュテカ, 高地・海岸部(地方): Mixteca Alta & Costera; メヒコ(市): México; オアハカ(市): Oaxaca;

人名

アリアス・デ・サラサル, デイエゴ: Arias de Salazar, Diego; エスキベル, フアン・デ: Esquibel, Juan de; カステイリャ, ドン・ペドロ・ロレンソ・デ: Castilla, don Pedro Lorenzo de; カステイリャ, ドン・ルイス・デ: Castilla, don Luis de; カルロス, フアン: Carlos, Juan; カングス, コスメ・デ: Cangas, Cosme de; キンテロ, アンドレス: Quintero, Andrés; コスマトル, ドン・ディエゴ・デ: Cosumatl, don Diego de; コルテス, エルナン: Cortés, Hernán; コルテス, ドン・バルタサル: Cortés, don Baltasar; サルメロン, ドン・ドミンゴ: Salmerón, don Domingo; セラノ, デイエゴ: Serrano, Diego; ソサ, ドン・ロペ・デ: Sosa, don Lope de; ドゥラン, アンтониオ: Durán, Antonio; トレビニョ, デイオスダド: Treviño, Diosdado; ニエト, ペドロ: Nieto, Pedro; ニエト・マルドナド, フランシスコ: Nieto Maldonado, Francisco; スニェス, マルティン: Núñez, Martín; ピネロ・ファルフアン, フランシスコ: Pinelo Farfán, Francisco; ビリャヌエバ・サパタ, ルイス・デ: Villanueva Zapata, Luis de; ピント, エルナンド: Pinto, Hernando; プラサ, トマス・デ・ラ: Plaza, Tomás de la; ベラスコ, ドン・ルイス・デ(父・子): Velasco, don Luis de(padre e hijo); マウレオン, ドン・マテオ・デ: Mauleón, don Mateo de; マンリケ, ドン・ミゲル: Manrique, don Miguel; ミランダ, ドン・ミゲル・デ:

Miranda, don Miguel de; メヒア, メルチョル: Mejía, Melchor; メヒア・サルメロン, ディエゴとフアン: Mejía Salmerón, Diego & Juan; メヒア・デ・ラ・セルダ, ディエゴ: Mejía de la Cerda, Diego; メンドーサ, ドン・アントニオ・デ: Mendoza, don Antonio de; モクテスマII世: Moctezuma II(Xocoyotzin); ラミレス, エルナンド: Ramírez, Hernando; レイバ, フアン・デ: Leyva, Juan de; レオン, エルナンド・デ: León, Hernando de; ロチャ, バルトロメ・デ・ラ: Rocha, Baltolomé de la; ロドリゲス・ピント, ペドロ: Rodríguez Pinto, Pedro;

注

* 本篇は拙稿 “De la huerta a la hacienda: El origen de la producción agropecuaria española en la Mixteca Costera, 1560-1612”, (*Historia Mexicana*, forthcoming) と同じ研究調査に基くが, 主題を限定し, 補足説明を加え, 史料引用をパラフレーズした。エル・コレヒオ・デ・メヒコ歴史学研究所の Rodolfo Pastor 教授に懇切な指導と貴重な助言を戴いた。記して満腔の謝意を表する。

- (1) Vid. Borah, 1975; Gibson, 1964; Zavala, 1973.
- (2) Lockhart, 1969, p. 418; Gibson, 1964, pp. 64, 275, 289. Vid. Chevalier, 1976, pp. 154-160.
- (3) 参照したのは, 原本汚損のため公証人により作成された写し(testimonio)。1708年, プエブラ市において, 時のアシエンダ所有者の依頼により, Foja 版用紙 449 枚裏表に筆写せられた。詳細は参考文献目録を見よ。
- (4) *Relación Cuahuilán*, 1580, XXXIV.
- (5) Zavala & Castelo, 1936-46, VI, p. 260. メキシコ陸軍省の地図(縮尺十万分の一)を参照した。レグア(legua)は 4, 190 m, 5, 000 バラ(vara)に等しい。
- (6) *Cacicazgo*, p. 81. 単位 xiquipil は果実 8, 000 個, 1/3 カルガ(carga)に等しい。1 カルガは 2 ファネガ(fanega)。1 ファネガは 12 アルムー(almud)に等しく, 55.5 l., 90.8 l の両説がある。
- (7) Palerm, 1972, pp. 47-51, 54-62.
- (8) Dahlgren, 1966, pp. 198-203.
- (9) Davies, 1968, pp. 196-203.
- (10) Gerhard, 1972, p. 381.
- (11) *Relación Cuahuilán*, 1580, v. トトテペクの軍事活動に関しては, vid. Davies, 1968, pp. 192 ff et passim.
- (12) AGNM, *Indios*, vol. 6, 2a. parte, exp. 914, 933, 954, 976, 987; *Tierras*, vol. 83, exp. 13, ff. 361 v-362.

- (13) López de Velasco, 1894, p. 234.
- (14) *LdT*, ff. 254-261. 四項の下問については, vid. Gibson, 1964, p. 281; Chevalier, 1976, p. 262. 1 ブラサは 1.68 m. 2 バラ (vara) に等しい.
- (15) *LdT*, ff. 261-266 v.
- (16) Chevalier, 1976, pp. 266 f, 268f.
- (17) *LdT*, ff. 258, 261-266 v, 290.
- (18) *Diccionario Porrúa*, pp. 398 f; Zavala, 1973, p. 445; *LdT*, f. 289 v.
- (19) *LdT*, ff. 289 v-294 v.
- (20) Miranda, 1965, pp. 34-40.
- (21) *LdT*, f. 246.
- (22) MacLeod, 1973, pp. 68-95, 249 ff; Borah & Cook, 1958, pp. 36 f.
- (23) MacLeod, 1973, loc. cit.; Gibson, 1964, pp. 348 f. トラカママの給与査定は AGNM, *Indios*, vol. 11, exp. 140.
- (24) Chevalier, 1976, pp. 125-136; Gibson, 1964, pp. 280 f.
- (25) Gibson, 1964, pp. 311-314, 452 ff. レアル (real) は 1/8 ペソ.
- (26) Aguirre Beltrán, 1972, p. 44.
- (27) *LdT*, ff. 214-221 v.
- (28) *LdT*, f. 298.
- (29) *LdT*, f. 150.
- (30) Álvarez, 1975, "735. Nieto, Pedro".
- (31) *ENE*, IX, pp. 23, 38. 「私人に信託せられた原住民村落に関する報告書——1560年1月」
- (32) AGNM, *Mercedes*, vol. 7, f. 53.
- (33) AGNM, *Mercedes*, vol. 6, f. 333.
- (34) *LdT*, f. 120 v.
- (35) *LdT*, ff. 125-131 v. "mozos" とは, 単なる労働者というよりは, 経営や技術的な仕事にあたるスペイン人か混血の助手であろう. 1530年頃の用例では, この語はスペイン人の羊飼いに用いられている. 当時の原住民は羊に不馴れであったから, 羊飼いは高度の専門職だったのである. Miranda, 1965, p. 33.
- (36) *LdT*, ff. 267-273.
- (37) AGNM, *Indios*, vol. 2, exp. 1012. 位置関係からしてこの賦役は, トトテペク首邑からではなく, 属邑アマティトランから徴せられていたのであろう.
- (38) AGNM, *Indios*, vol. 5, exp. 993.
- (39) *LdT*, ff. 66-69 v.
- (40) Gerhard, 1972, p. 222.
- (41) *Cacicazgo*, p. 82. 1559年6月28日, "Fernando Ramirez, escribano del juzgado"
- (42) *LdT*, ff. 127-131. 副王庁下賜とは, 国王の名において副王がなす土地の供与であ

り、一元的・排他的所有権を発生せしめる。次の三種が供与せられた。(尚、1バラは0.838m)

1. 大家畜エスタンシア用地(sitio de estancia para ganado mayor): 5,000 x 5,000 varas(1,756 ha.)大家畜とは牛馬を指す。
2. 小家畜エスタンシア用地(sitio de estancia para ganado menor): 3,333 x 3,333 varas(780 ha.)小家畜とは羊と山羊を指す。
3. 騎士禄地(caballeria): 552 x 1,104 varas(43 ha.)農地であり、家畜は犁を牽く以外に入れられない。

(43) *LdT*, ff. 108-124; Vid. Chevalier, 1976, p. 132.

(44) AGNM, *Tierras*, vol. 43, exp. 2.

(45) *LdT*, ff. 199-227 v. 以下、この調査手続に関し、特に明示しない限り典拠はすべて同所。

(46) *LdT*, f. 281.

(47) *LdT*, ff. 104-106 v.

(48) *LdT*, f. 62 v.

(49) *LdT*, ff. 249 v-251.

(50) *LdT*, ff. 100-103. 当時この地方では、測量技術の水準から、土地の計測は一次的になされることが多い。例えば、大家畜用地一面は5,000 x 5,000 バラで1,756 ha だが、実際にはこの正方形を測り取ることはせず、長さ5,000 バラの直線を一本測るだけである。大家畜用地はこの直線の両側に漠然とひろがっているものと観念された。実際に用いられる単位はバラでなく、パソ(paso de Salomón)で、 $1\frac{2}{3}$ バラにあたる。(このため vara de cinco tercias とも称する。)郡裁判所はこの長さの原器を備えており、計測の用があるごとにこれを用いて25乃至50パソの紐(cordel)を測り出し、これで計測する。立ち木等を起点として、大きな尺取虫のように測ってゆき、終点に木製の十字架等を立てて境界標(mojón)とする。

興味深いのは騎士禄地の場合である。1537年、副王メンドサはヌエバ・エスパニヤの騎士禄地を552 x 1,104 バラの長方形に統一したが、(Chevalier, 1976, p. 86) 一次的計測法ではこの長辺が測られた。ところが1,104 バラは約662.4パソであり、25乃至50パソの紐では測れないので、方便として700パソを測り出すのが常であった。騎士禄地が複数の場合には、短辺を接して長辺方向に並んでいるものと考えられるので、1,400パソ、2100パソの直線が測られるのである。だから、騎士禄地は現代風に面積をとってこそ43 ha でエスタンシア用地とは比較にならないが、当時の計測法ではなかなか馬鹿にできないのである。(LdT, ff. 78 v-87 v の計測例を見よ。)

(51) *LdT*, ff. 95-99 v.

(52) 敵密には、1585年12月17日(LdT, f. 98 v)から、1587年1月24日(LdT, f. 185 v)の間である。

(53) *LdT*, ff. 156-161 v.

- ⑤4) *LdT*, ff. 161-164, 181 v-182.
- ⑤5) *LdT*, ff. 164v-166v.
- ⑤6) *LdT*, ff. 275-275v.
- ⑤7) *LdT*, ff. 274-282v. 前述の通り、騎士禄地三面の下賜は、境界が2,100 パソ(約2,900 m)前進することを意味する。
- ⑤8) *LdT*, ff. 273-274.
- ⑤9) MacLeod, 1973, pp. 250f.
- ⑥0) *LdT*, ff. 283-287v.
- ⑥1) *LdT*, ff. 252-254.
- ⑥2) Zavala, 1973, p. 591.
- ⑥3) *LdT*, ff. 287v-288v; Zavala, 1973, p. 595.
- ⑥4) Simpson, 1950, p. 154.
- ⑥5) Keith, 1971, pp. 437v.
- ⑥6) Katz, 1974, pp. 3-11.
- ⑥7) Tutino, 1975, pp. 498ff, 520-524.
- ⑥8) 一例を挙げるならば、植民地時代を通じて、治安維持上の都合により原住民平民層は乗馬を許されなかったから、カウボーイがつとまる筈もなかった。
- * AGNM 文書の検索については、Spores & Saldaña の精細な索引(Wanderbilt University Anthropological Publications, AGNM 付属図書館蔵)に負うところがきわめて大きい。

略号及参考文献目録

AGNM Archivo General de la Nación, México.

ENE *Epistolario de Nueva España*, Francisco del Paso y Troncoso ed., 16 vols., México, 1939-46.

LdT "Libro de Títulos". "Los títulos de sitios de ganado mayor de la hacienda de Ouejas, Oax. Colección privada del Sr. Lic. Luis Castañeda Guzmán".

Serie Oaxaca, Rollo 131-132, Centro de Documentación, Instituto Nacional de Antropología e Historia.

PNE *Papeles de Nueva España*, Francisco del Paso y Troncoso ed., 9 vols., Madrid & México, 1905-1948.

Aguirre Beltrán, Gonzalo

1958 *Cuijla. Esbozo etnográfico de un pueblo negro*, México, Fondo de Cultura Económica.

1972 *La población negra de México. Estudio etnohistórico*, México, Fondo de Cultura Económica, 2 a. ed.

Álvarez, Victor

- 1975 *Diccionario de conquistadores*, México, Instituto Nacional de Antropología e Historia, 2 vols. (Cuadernos de Trabajo del Departamento de Investigaciones Históricas, 8), mimeografiado.

Borah, Woodrow

- 1975 *El siglo de la depresión en Nueva España*, México, Secretaría de la Educación Pública. (Edición original: Berkeley, University of California Press, 1951)

Borah, Woodrow, & Sherburne F. Cook

- 1958 *Price Trend of Some Basic Commodities in Central Mexico, 1531-1570*, Berkeley & Los Angeles, University of California Press.

Cacicazgo "Cacicazgo de Tututepec, expediente manuscrito en poder del Sr. D. Ysaac Narvaez, vecino de Tlaxiaco", incorporado en los Libros IV, V, VI, VII (pp. 81-155) del Tomo II de Manuel Martínez Gracida, *Reseña Histórica del Antiguo Reino de Tututepec*, 2 tomos, inédito, (escrito en Guadalajara, 1907). Serie Manuel Martínez Gracida, Rollo 17, Centro de Documentación, Instituto Nacional de Antropología e Historia.

Chevalier, François

- 1976 *La formación de los latifundios en México. Tierra y sociedad en los siglos XVI y XVII*, México, Fondo de Cultura Económica.

Dahlgren de Jordan, Bárbara

- 1966 *La Mixteca. Su cultura e historia prehispánicas*, México, Universidad Nacional Autónoma de México.

Diccionario Porrúa

- 1976 *Diccionario Porrúa de historia, biografía y geografía de México*, 4 a. ed., México, Porrúa.

Davies, Claude Nigel Byam

- 1968 *Los señoríos independientes del Imperio Azteca*, México, Instituto Nacional de Antropología e Historia, (Serie Historia, 19)

Gerhard, Peter

- 1972 *A Guide to the Historical Geography of New Spain*, Cambridge, Cambridge University Press.

Gibson, Charles

- 1964 *Aztecs under the Spanish Rule. A History of the Indians of the Valley of Mexico, 1519-1810*, Stanford, Stanford University Press.

Katz, Friedlich

- 1974 "Labor Conditions on Haciendas in Porfirian Mexico", *Hispanic American Historical Review*, 54, pp. 1-47.

Keith, Robert G.

- 1971 "Encomienda, Hacienda and Corregimiento in Spanish America. A Structural Analysis", *Hispanic American Historical Review*, 51, pp. 431-446.

Lockhart, James

- 1969 "Encomienda and Hacienda. The Evolution of the Great Estate in the Spanish Indies", *Hispanic American Historical Review*, 49, pp. 411-429.

López de Velasco, Juan

- 1894 *Geografía y descripción de las Indias*, Madrid, J. Zaragoza. (Escrito en 1571)

MacLeod, Murdo J.

- 1973 *Spanish Central America. A Socioeconomic History, 1520-1720*, Berkeley & Los Angeles, University of California Press.

Miranda, José

- 1965 *La función económica del encomendero en los orígenes del régimen colonial. (Nueva España, 1525-1531)*, 2 a. ed., México, Universidad Nacional Autónoma de México.

Palerm, Ángel

- 1972 "Distribución geográfica de los regadíos prehispánicos en el area central de Mesoamérica", en..... & Eric Wolf, *Agricultura y civilización en Mesoamérica*, México, Secretaría de la Educación Pública, pp. 30-64. (Escrito en 1954.)

Relación Cuahuilán

- 1580 "Relación geográfica de Cuahuilán", escrito por Cosme de Cangas, corregidor, en *PNE*, IV, pp. 155-162.

Simpson, Lesley Byrd

- 1950 *The Encomienda in New Spain. The Beginning of Spanish Mexico*. Berkeley & Los Angeles, University of California Press.

Tutino, John H.

- 1975 "Hacienda Social Relations in México. The Chalco Region in the Era of Independence", *Hispanic American Historical Review*, 55, pp. 496-528.

Zavala, Silvio A.

- 1973 *La encomienda indiana*, 2 a. ed., México, Porrúa.

Zavala, Silvio A. & María Castelo (eds.)

- 1936- *Fuentes para la historia del trabajo en la Nueva España*, 8 vols., México,
1946 Fondo de Cultura Económica.